

市第63号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年12月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 139 号の17イを削り、同号ウ中「（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）」を削り、「建築物に」を「申請に」に改め、同号ウを同号イとし、同条第 139 号の18イを削り、同号ウ中「（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）」を削り、「当該建築物に」を「当該申請に」に改め、同号ウ(イ)中「（当該住宅の設計一次エネルギー消費量（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省、国土交通省、環境省告示第 119 号。以下この号及び第 139 号の21において「基準告示」という。） I の第 2 の 2 の 2—1 の設計一次エネルギー消費量をいう。以下この号及び第 139 号の21において同じ。）を基準告示 I の第 2 の 2 の 2—3 (2) イに定める方法により算出したものに限る。）」を削り、同号ウ中(ウ)を削り、(エ)を(ウ)とし、(オ)を(エ)とし、同号ウを同号イとし、同条第 139 号の20イを削り、同号ウ中「（当該建築物の全体について当該

申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。)」を削り、「部分を含む。)」の次に「の当該申請」を加え、同号ウ(ア)中「当該認定」を「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定」に改め、同号ウ(エ)中「第139号の17ウ」を「第139号の17イ」に改め、同号ウを同号イとし、同条第139号の21イを削り、同号ウ中「（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）」を削り、「部分を含む。）」の次に「の当該申請」を加え、同号ウ(ア)中「当該認定」を「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定」に改め、同号ウ(イ)中「（既に当該住宅の設計一次エネルギー消費量を基準告示Iの第2の2の2-3(2)イに定める方法により算出して当該認定を受けた部分で当該算出の方法を変更しないものに限る。）」を削り、同号ウ中(ウ)を削り、(エ)を(ウ)とし、(カ)を(エ)とし、同号ウ(カ)中「(カ)まで」を「(エ)まで」に、「第139号の18ウ」を「第139号の18イ」に改め、同号ウ(カ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウを同号イとし、同条第139号の25イを削り、同号ウ中「（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。）」を削り、「建築物に」を「申請に」に改め、同号ウを同号イとし、同条第139号の26イを削り、同号ウ中「（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。）」を削り、「建築物に」を「申請に」に改め、同

号ウ(エ)を次のように改める。

- (エ) 非住宅部分（当該評価方法がモデル建物法のものを除く。）
- | | | |
|---|---|-----------|
| a | 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 | 230,000 円 |
| b | 同
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 | 290,000 円 |
| c | 同
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 | 370,000 円 |
| d | 同
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 | 530,000 円 |
| e | 同
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 | 650,000 円 |
| f | 同
10,000 平方メートル | |

ル以上25,000平方メートル未満のとき。 770,000 円

g 同

25,000平方メートル以上のとき。 870,000 円

第2条第139号の26ウに次のように加え、同号ウを同号イとする

。

(㊦) 非住宅部分（当該評価方法がモデル建物法のものに限る。）

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。 87,000円

b 同

300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき。 110,000 円

c 同

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。 150,000 円

d 同

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。 240,000 円

- e 同
5,000 平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 310,000 円
- f 同
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 370,000 円
- g 同
25,000平方メートル以上のとき。 440,000 円

第 2 条第 139 号の26の 2 中「第 139 号の25ア若しくはウ」を「第 139 号の25ア若しくはイ」に、「前号ア若しくはウ」を「前号ア若しくはイ」に改め、同号ウ中「第 139 号の25ウ(ア)から(ウ)まで」を「第 139 号の25イ(ア)から(ウ)まで」に改め、同号エ中「前号ウ(ア)から(エ)まで」を「前号イ(ア)から(ウ)まで」に改め、同条第 139 号の28イを削り、同号ウ中「(当該建築物の全体について当該申請をする場合に限る。同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。)」を削り、「部分を含む。)」の次に「の当該申請」を加え、同号ウ(ア)中「当該認定」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第 1 項（同法第36条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」に改め、同号ウ(ウ)中「当該部分の床面積に応じイ(ウ)に掲げる額」を削り、同号ウ(ウ)に次のように加える。

- a 当該非住宅部分の床面

	積の合計が 300 平方メートル未満のとき。	4,800 円
b	同 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。	8,500 円
c	同 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	13,500 円
d	同 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	40,500 円
e	同 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。	65,000 円
f	同 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。	80,000 円
g	同 25,000 平方メートル以上のとき。	100,000 円

第 2 条第 139 号の 28ウ(エ)中「第 139 号の 25ウ」を「第 139 号の 25イ」に改め、同号ウを同号イとし、同条第 139 号の 29イを削り、同号ウ中「(当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。)」を削り、「部分を含む。)」の次に「の当該申請」を加え、同号ウ(エ)中「当該部分の床面積に応じイ(ウ)に掲げる額」を削り、同号ウ(エ)に次のように加える。

- | | | |
|---|---|-----------|
| a | 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 | 115,000 円 |
| b | 同
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。 | 145,000 円 |
| c | 同
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 | 185,000 円 |
| d | 同
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 | 265,000 円 |
| e | 同
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 | |

	一トル未満のとき。	325,000 円
f	同	
	10,000平方メ	
	一トル以上25,000平方メ	
	一トル未満のとき。	385,000 円
g	同	
	25,000平方メ	
	一トル以上のとき。	435,000 円
第 2 条第 139 号の29ウ(カ)中「当該部分の床面積に応じイ(エ)に掲げる額」を削り、同号ウ(カ)に次のように加える。		
a	当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。	43,500円
b	同	
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。	55,000円
c	同	
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	75,000円
d	同	
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	120,000 円

e	同		
		5,000 平方メ	
		ートル以上10,000平方メ	
		ートル未満のとき。	155,000 円
f	同		
		10,000平方メ	
		ートル以上25,000平方メ	
		ートル未満のとき。	185,000 円
g	同		
		25,000平方メ	
		ートル以上のとき。	220,000 円

第 2 条第 139 号の 29ウ(カ)中「第 139 号の 26ウ」を「第 139 号の 26イ」に改め、同号ウを同号イとし、同条第 139 号の 29の 2 中「第 139 号の 28ア若しくはウ」を「第 139 号の 28ア若しくはイ」に、「前号ア若しくはウ」を「前号ア若しくはイ」に改め、同号ウ中「第 139 号の 28ウ(ア)から(エ)まで」を「第 139 号の 28イ(ア)から(エ)まで」に改め、同号エ中「前号ウ(ア)から(カ)まで」を「前号イ(ア)から(カ)まで」に改め、同条中第 184 号を第 200 号とし、同条第 183 号中「同」を「1 件につき」に改め、同号を同条第 199 号とし、同条第 182 号の次に次の 16 号を加える。

(183) 液化石油ガスの保安の確保

及び取引の適正化に関する法律

第 3 条第 1 項の規定に基づく液

化石油ガス販売事業の登録申請

手数料

同

31,000円

- (184) 液化石油ガスの保安の確保
及び取引の適正化に関する法律
第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づ
く液化石油ガス販売事業者登録
簿の謄本の交付手数料 1 通につき 630 円
- (185) 液化石油ガスの保安の確保
及び取引の適正化に関する法律
第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づ
く液化石油ガス販売事業者登録
簿の閲覧手数料 1 回につき 460 円
- (186) 液化石油ガスの保安の確保
及び取引の適正化に関する法律
第 29 条第 1 項の規定に基づく保
安機関の認定申請手数料 1 件につき、34,000 円に新
たに行う保安業務区分の数
に 6,900 円を乗じて得た額
を加算した額
- (187) 液化石油ガスの保安の確保
及び取引の適正化に関する法律
第 32 条第 1 項の規定に基づく保
安機関の認定更新申請手数料 1 件につき、14,000 円に保
安業務区分の数に 6,900 円
を乗じて得た額を加算した
額
- (188) 液化石油ガスの保安の確保

及び取引の適正化に関する法律 第33条第1項の規定に基づく保 安機関の保安業務に係る一般消 費者等の数の増加の認可申請手 数料	1件につき、20,000円に保 安業務区分の数に6,900円 を乗じて得た額を加算した 額
(189) 液化石油ガスの保安の確保	
及び取引の適正化に関する法律 第35条の6第1項の規定に基づ く保安確保機器の設置及び管理 の方法の認定申請手数料	
ア 当該申請を行う者が販売契 約を締結している一般消費者 等の数が1,000戸未満の場合	1件につき 55,000円
イ 同 1,000戸以上10,000 戸未満の場合	同 80,000円
ウ 同 10,000戸以上の場合	同 98,000円
(190) 液化石油ガスの保安の確保	
及び取引の適正化に関する法律 第36条第1項の規定に基づく貯 蔵施設又は特定供給設備の設置 の許可申請手数料	1件につき、21,000円に貯 蔵施設又は特定供給設備の

数を乗じて得た額

(191) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更許可申請手数料

1件につき、15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額

(192) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査申請手数料

1件につき、31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この

号及び次号において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と 5,800 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を合計した額

(193) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査申請手数料

1件につき、24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800 円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を合計した額

(194) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の規定に基づ

- く充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可申請手数料 1 件につき、28,000円に充てん設備の数を乗じて得た額
- (195) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更許可申請手数料 1 件につき、17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額
- (196) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査申請手数料 1 件につき、36,000円に充てん設備の数を乗じて得た額
- (197) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用

する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備の完成検査申請手数料 1件につき、27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額

(198) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項の規定に基づく充てん設備の保安検査申請手数料 1件につき、27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中第184号を第200号とする改正規定、同条第183号の改正規定及び同条第199号とし、同条第182号の次に16号を加える改正規定並びに附則第5項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例第2条第139号の17、第139号の18、第139号の20、第139号の21、第139号の25から第139号の26の2まで及び第139号の28から第139号の29の2までの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料につ

いて適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第68号）附則第 2 項及び附則第 4 項並びに建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示（令和 4 年経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）附則第 2 項及び附則第 6 項の規定によりなお従前の例によることとされる都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第 1 項の認定を受けている低炭素建築物新築等計画の同法第55条第 1 項の規定に基づく変更認定申請手数料については、なお従前の例による。

4 第 2 項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第67号）附則第 2 項及び附則第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第 1 項の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第36条第 1 項の規定に基づく変更認定申請手数料については、なお従前の例による。

（横浜市住居表示に関する条例の一部改正）

5 横浜市住居表示に関する条例（昭和39年 9 月横浜市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「第 2 条第 163 号」を「第 2 条第 200 号」に改める。

提 案 理 由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正に伴い低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等を改定するとともに、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い液化石油ガス販売事業の登録申請手数料等を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 139 号の 16 の 2 まで省略）

(139) の 17 都市の低炭素化の促進

に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、同法附則第 6 条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律

第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関その他規則で定める機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

（ア省略）

イ	一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分の場合（当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。）		
(ア)	当該住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数（以下「同時申請住戸数」という。）が 1 戸のとき。	同	4,900 円
(イ)	同時申請住戸数が 2 戸以上 5 戸以下のとき。	同	9,600 円
(ウ)	同 6 戸以上 10 戸以下のとき。	同	16,000 円
(エ)	同 11 戸以上 25 戸以下のとき。	同	27,000 円
(オ)	同 26 戸以		

	上 50 戸以下のとき。	同	45,000 円
(カ)	同	51 戸以	
	上 100 戸以下のとき。	同	81,000 円
(キ)	同	101 戸	
	以上 200 戸以下のとき。	同	130,000 円
(ク)	同	201 戸	
	以上 300 戸以下のとき。	同	160,000 円
(ケ)	同	301 戸	
	以上のとき。	同	170,000 円
イ ウ	一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額 (ア)から(ウ)まで省略)		

(139) の 18 都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、

あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。)の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア省略)

イ	一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分の場合（当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。）		
(ア)	同時申請住戸数が1戸のとき。	同	34,000 円
(イ)	同 2戸以上5戸以下のとき。	同	69,000 円
(ウ)	同 6戸以上10戸以下のとき。	同	97,000 円
(エ)	同 11戸以上25戸以下のとき。	同	140,000 円
(オ)	同 26戸以上50戸以下のとき。	同	200,000 円
(カ)	同 51戸以上100戸以下のとき。	同	280,000 円
(キ)	同 101戸		

	以上 200 戸以下のとき。	同	380,000 円
(ク)	同	201 戸	
	以上 300 戸以下のとき。	同	500,000 円
(ケ)	同	301 戸	
	以上のとき。	同	590,000 円
イ ウ	一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。） は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額 (ア)省略)		
(イ)	共用部分（当該住宅の設計一次エネルギー消費量（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省、国土交通省、環境省告示第 119 号。以下この号及び第 139 号の 21 において「基準告示」という。） I の第		

2 の 2 の 2 - 1 の 設 計 一 次
 エ ネ ル ギ ー 消 費 量 を いう。
 以 下 こ の 号 及 び 第 139 号 の
 21 に お い て 同 じ 。) を 基 準
 告 示 I の 第 2 の 2 の 2 - 3
 (2) イ に 定 め る 方 法 に よ り 算
 出 し た も の に 限 る 。)
 (a から g ま で 省 略)

(ウ) 共 用 部 分 (当 該 住 宅 の 設
 計 一 次 エ ネ ル ギ ー 消 費 量 を
 基 準 告 示 I の 第 2 の 2 の 2
 - 3 (2) イ に 定 め る 方 法 に よ
 り 算 出 し た も の を 除 く 。)

a 共 用 部 分 の 床 面 積 の 合
 計 が 300 平 方 メ ー ト ル 未
 満 の と き 。

9,600 円

b 同
 300 平 方 メ ー ト ル 以
 上 1,000 平 方 メ ー ト ル 未 満
 の と き 。

17,000 円

c 同
 1,000 平 方 メ ー ト ル 以
 上 2,000 平 方 メ ー ト ル 未 満
 の と き 。

27,000 円

d 同

<p>2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル未 満のとき。</p>	<p>81,000 円</p>
<p>e 同</p> <p>5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メートル未 満のとき。</p>	<p>130,000 円</p>
<p>f 同</p> <p>10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メートル 未満のとき。</p>	<p>160,000 円</p>
<p>g 同</p> <p>25,000 平方メートル 以上のとき。</p>	<p>200,000 円</p>
<p>(ウ) (本文省略)</p> <p>(エ) (本文省略)</p> <p>(オ) (本文省略)</p>	
<p>(第 139 号の 19 省略)</p>	

(139) の 20 都市の低炭素化の促進
に関する法律第 55 条第 1 項の規
定に基づく低炭素建築物新築等
計画（同条第 2 項において準用
する同法第 54 条第 2 項の規定に
よる申出をしない場合で、かつ
、同法第 55 条第 2 項において準
用する同法第 54 条第 1 項各号に

掲げる基準に適合していること
について、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。) の変更認定申請手数料 (当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。) は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分の場合 (当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。)

は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(7) 住戸部分 (既に都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項 (同法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく低炭素建築物新築等計画

<p>の認定を受けた部分のうち</p>		
<p>、当該申請において変更す</p>		
<p>る部分に限る。)</p>		
a	<p>当該住戸部分の住戸の 数が 1 戸のとき。</p>	<p>2,400 円</p>
b	<p>同 2 戸以上 5 戸以下の とき。</p>	<p>4,800 円</p>
c	<p>同 6 戸以上 10 戸以下の とき。</p>	<p>8,000 円</p>
d	<p>同 11 戸以上 25 戸以下の とき。</p>	<p>13,500 円</p>
e	<p>同 26 戸以上 50 戸以下の とき。</p>	<p>22,500 円</p>
f	<p>同 51 戸以上 100 戸以下 のとき。</p>	<p>40,500 円</p>
g	<p>同 101 戸以上 200 戸以 下のとき。</p>	<p>65,000 円</p>
h	<p>同 201 戸以上 300 戸以</p>	

<p style="text-align: center;"><u>下のとき。</u></p> <p>i <u>同</u></p> <p style="text-align: center;"><u>301 戸以上のとき。</u></p> <p>(イ) <u>(ア)以外の住戸部分（当該申請において変更する部分に限る。）</u></p> <p><u>イウ</u> <u>一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）</u>は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）<u>の当該申請に係るものを合計した額</u></p> <p>(ア) <u>住戸部分（既に都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項（同法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る</u></p>	<p><u>80,000 円</u></p> <p><u>85,000 円</u></p> <p><u>当該住戸部分の住戸の数に応じ第 139 号の 17 イに掲げる額</u></p>
--	--

。)

(a から i まで、(イ)及び(ウ)省略)

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)以外の住戸

部分、共用部分及び非住宅

部分

これらの部分について 第 13
第 13

9 号の 17 イ
9 号の 17 ウ の規定により算

出した額

(139) の 21 都市の低炭素化の促進

に関する法律第 55 条第 1 項の規

定に基づく低炭素建築物新築等

計画 (同条第 2 項において準用

する同法第 54 条第 2 項の規定に

よる申出をしない場合に限り、

同法第 55 条第 2 項において準用

する同法第 54 条第 1 項各号に掲

げる基準に適合していることに

ついて、あらかじめ登録建築物

エネルギー消費性能判定機関等

による審査を受けたものを除く

。) の変更認定申請手数料 (当

該計画の工事の着手予定時期又

は完了予定時期のみを変更する

場合を除く。) は、認定の対象

範囲及び申請に係る住戸の数又

は床面積に応じ次に掲げる額と

する。

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分の場合（当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分（既に都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項（同法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分のうち、当該申請において変更する部分に限る。）

a 当該住戸部分の住戸の数が 1 戸のとき。

17,000 円

b 同

2 戸以上 5 戸以下のとき。

34,500 円

c 同

6 戸以上 10 戸以下の

	とき。	48,500 円
d	同	
	11 戸以上 25 戸以下の	
	とき。	70,000 円
e	同	
	26 戸以上 50 戸以下の	
	とき。	100,000 円
f	同	
	51 戸以上 100 戸以下の	
	とき。	140,000 円
g	同	
	101 戸以上 200 戸以下の	
	とき。	190,000 円
h	同	
	201 戸以上 300 戸以下の	
	とき。	250,000 円
i	同	
	301 戸以上のとき。	295,000 円
(イ)	(ア)以外の住戸部分（当該申請において変更する部分に限る。）	当該住戸部分の住戸の数に応じ第 139 号の 18 イに掲げる額
<u>イ</u> <u>ウ</u>	一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体	

について当該申請をする場合
 に限り、同時に住戸部分につ
 いて当該申請をする場合を含
 む。) は、1 件につき次に掲
 げる額のうち当該建築物（当
 該申請において変更しない部
 分を含む。）の当該申請に係
 るものを合計した額

(ア) 住戸部分（既に都市の低
 炭素化の促進に関する法律
 第 54 条第 1 項（同法第 55 条
 第 2 項において準用する場
 合を含む。）の規定に基づ
 く低炭素建築物新築等計画
 の認定を受けた部分に限る
 。）

（a から i まで省略）

(イ) 共用部分（既に当該住宅
 の設計一次エネルギー消費
 量を基準告示 I の第 2 の 2
 の 2 - 3 (2) イに定める方法
 により算出して当該認定を
 受けた部分で当該算出の方
 法を変更しないものに限る
 。）

(a から g まで省略)

(ウ)	共用部分 (既に当該認定	
	を受けた部分で変更後の当	
	該住宅の設計一次エネルギ	
	ー消費量を基準告示 I の第	
	2 の 2 の 2 - 3 (2) ロに定め	
	る方法により算出したもの	
	に限る。)	
a	当該共用部分の床面積	
	の合計が 300 平方メー	
	トル未満のとき。	4,800 円
b	同	
	300 平方メー	
	トル以上 1,000 平方メー	
	トル未満のとき。	8,500 円
c	同	
	1,000 平方メー	
	トル以上 2,000 平方メー	
	トル未満のとき。	13,500 円
d	同	
	2,000 平方メー	
	トル以上 5,000 平方メー	
	トル未満のとき。	40,500 円
e	同	
	5,000 平方メー	

ル以上 10,000 平方メートル

ル未満のとき。

65,000 円

f 同

10,000 平方メートル

トル以上 25,000 平方メートル

トル未満のとき。

80,000 円

g 同

25,000 平方メートル

トル以上のとき。

100,000 円

(ウ) (本文省略)

(エ)

(エ) (本文省略)

(オ)

(オ) (ア) から (エ) まで 以外の住戸
(カ) (オ) まで

部分、共用部分及び非住宅

部分

これらの部分について 第 13 第 13

9 号の 18 イ の規定により算

出した額

(第 139 号の 22 から第 139 号の 24 まで省略)

(139) の 25 建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律第 34

条第 1 項の規定に基づく建築物

エネルギー消費性能向上計画 (

同条第 3 項各号に掲げる事項が

記載されていないもので、かつ

、同法第 35 条第 1 項第 1 号から

第 3 号までに掲げる基準に適合

していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。)の認定申請手数料(同条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)は、申請建築物(同法第34条第3項に規定する申請建築物をいう。次号から第139号の30までにおいて同じ。)の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分及び非住宅部分又はそのいずれかの場合(当該建築物の全体について当該申請をしないものに限る。)は、1件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分

a 同時申請住戸数が1戸のとき。

4,900円

b	同	2 戸	
		以上 5 戸以下のとき。	9,600 円
c	同	6 戸	
		以上 10 戸以下のとき。	16,000 円
d	同	11 戸	
		以上 25 戸以下のとき。	27,000 円
e	同	26 戸	
		以上 50 戸以下のとき。	45,000 円
f	同	51 戸	
		以上 100 戸以下のとき。	81,000 円
g	同	101	
		戸以上 200 戸以下のとき	
		—	130,000 円
		。	
h	同	201	
		戸以上 300 戸以下のとき	
		—	160,000 円
		。	
i	同	301	
		戸以上のとき。	170,000 円
 (イ) 非住宅部分			
a	非住宅部分の床面積の		
	合計が 300 平方メートル		
	未満のとき。		9,600 円
b	同		
	300 平方メートル		
	以上 1,000 平方メートル未		

	<hr/> 満 の 時 刻 。	<hr/> 17,000 円
c	同 <hr/> 1,000 平方メートル <hr/> 以上 2,000 平方メートル未	
	満 の 時 刻 。	<hr/> 27,000 円
d	同 <hr/> 2,000 平方メートル <hr/> 以上 5,000 平方メートル未	
	満 の 時 刻 。	<hr/> 81,000 円
e	同 <hr/> 5,000 平方メートル <hr/> 以上 10,000 平方メートル	
	未 満 の 時 刻 。	<hr/> 130,000 円
f	同 <hr/> 10,000 平方メー ト <hr/> ル 以 上 25,000 平方メー ト	
	ル 未 満 の 時 刻 。	<hr/> 160,000 円
g	同 <hr/> 25,000 平方メー ト <hr/> ル 以 上 の 時 刻 。	<hr/> 200,000 円
イ ウ	一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 建 築 物 の 場 合 (当 該 建 築 物 の 全 体 について当該申請をする場合 に 限 り 、 同 時 に 住 戸 部 分 及 び 非 住 宅 部 分 に つ い て 当 該 申 請	

をする場合を含む。) は、1
件につき次に掲げる額のうち
当該申請に係るものを合計
した額

(ア) から (ウ) まで省略)

(139) の 26 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画 (同条第 3 項各号に掲げる事項が記載されていないものに限り、同法第 35 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。) の認定申請手数料 (同条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。) は、申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア) 省略)

イ 一戸建ての住宅以外の建築

物の住戸部分及び非住宅部分
 又はそのいずれかの場合（当
 該建築物の全体について当該
 申請をしないものに限る。）
 は、1 件につき次に掲げる額
 のうち当該申請に係るものを
 合計した額

(ア) 住戸部分

a	同時申請住戸数が 1 戸 のとき。	34,000 円
b	同 2 戸 以上 5 戸以下のとき。	69,000 円
c	同 6 戸 以上 10 戸以下のとき。	97,000 円
d	同 11 戸 以上 25 戸以下のとき。	140,000 円
e	同 26 戸 以上 50 戸以下のとき。	200,000 円
f	同 51 戸 以上 100 戸以下のとき。	280,000 円
g	同 101 戸以上 200 戸以下のとき 。	380,000 円
h	同 201 戸以上 300 戸以下のとき	

	—	500,000 円
	。	
i	同	301
	戸以上のとき。	590,000 円
(イ)	非住宅部分（当該評価方	
	法がモデル建物法のもの	
	を除く。）	
a	非住宅部分の床面積の	
	合計が 300 平方メートル	
	未満のとき。	230,000 円
b	同	
	300 平方メートル	
	以上 1,000 平方メートル未	
	満のとき。	290,000 円
c	同	
	1,000 平方メートル	
	以上 2,000 平方メートル未	
	満のとき。	370,000 円
d	同	
	2,000 平方メートル	
	以上 5,000 平方メートル未	
	満のとき。	530,000 円
e	同	
	5,000 平方メートル	
	以上 10,000 平方メートル	
	未満のとき。	650,000 円

f	同	<hr/> 10,000 平方メートル	
		<hr/> 以上 25,000 平方メートル	
		<hr/> 未満のとき。	<hr/> 770,000 円
g	同	<hr/> 25,000 平方メートル	
		<hr/> 以上のとき。	<hr/> 870,000 円
(ウ) 非住宅部分（当該評価方			
		<hr/> 法がモデル建物法のものに	
		<hr/> 限る。）	
a	非住宅部分の床面積の	<hr/> 合計が 300 平方メートル	
		<hr/> 未満のとき。	<hr/> 87,000 円
b	同	<hr/> 300 平方メートル	
		<hr/> 以上 1,000 平方メートル未	
		<hr/> 満のとき。	<hr/> 110,000 円
c	同	<hr/> 1,000 平方メートル	
		<hr/> 以上 2,000 平方メートル未	
		<hr/> 満のとき。	<hr/> 150,000 円
d	同	<hr/> 2,000 平方メートル	
		<hr/> 以上 5,000 平方メートル未	
		<hr/> 満のとき。	<hr/> 240,000 円

<p>e 同</p> <p style="text-align: center;">5,000 平方メートル</p> <p style="text-align: center;">以上 10,000 平方メートル</p> <p style="text-align: center;">未満のとき。</p>	<p style="text-align: right;">310,000 円</p>
<p>f 同</p> <p style="text-align: center;">10,000 平方メートル</p> <p style="text-align: center;">以上 25,000 平方メートル</p> <p style="text-align: center;">未満のとき。</p>	<p style="text-align: right;">370,000 円</p>
<p>g 同</p> <p style="text-align: center;">25,000 平方メートル</p> <p style="text-align: center;">以上</p> <p style="text-align: center;">のとき。</p>	<p style="text-align: right;">440,000 円</p>
<p>イ ウ</p> <p>一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額</p> <p>（ア）から（ウ）まで省略）</p> <p>（エ） <u>非住宅部分（当該評価方法がモデル建物法のものを除く。）</u></p>	<p style="text-align: right;">当該部分の評価方法及び床面積に応じイ（イ）又は（ウ）に掲</p>

	<u>げる額</u>
a <u>非住宅部分の床面積の</u> <u>合計が 300 平方メートル</u> <u>未満のとき。</u>	<u>230,000 円</u>
b <u>同</u> <u>300 平方メートル</u> <u>以上 1,000 平方メートル未</u> <u>満のとき。</u>	<u>290,000 円</u>
c <u>同</u> <u>1,000 平方メートル</u> <u>以上 2,000 平方メートル未</u> <u>満のとき。</u>	<u>370,000 円</u>
d <u>同</u> <u>2,000 平方メートル</u> <u>以上 5,000 平方メートル未</u> <u>満のとき。</u>	<u>530,000 円</u>
e <u>同</u> <u>5,000 平方メートル</u> <u>以上 10,000 平方メートル</u> <u>未満のとき。</u>	<u>650,000 円</u>
f <u>同</u> <u>10,000 平方メート</u> <u>ル以上 25,000 平方メート</u> <u>ル未満のとき。</u>	<u>770,000 円</u>
g <u>同</u>	

	<u>25,000 平方メートル</u>	
	<u>ル以上のとき。</u>	<u>870,000 円</u>
(オ)	<u>非住宅部分（当該評価方法がモデル建物法のものに限る。）</u>	
a	<u>非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。</u>	<u>87,000 円</u>
b	<u>同</u>	
	<u>300 平方メートル</u>	
	<u>以上 1,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>110,000 円</u>
c	<u>同</u>	
	<u>1,000 平方メートル</u>	
	<u>以上 2,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>150,000 円</u>
d	<u>同</u>	
	<u>2,000 平方メートル</u>	
	<u>以上 5,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>240,000 円</u>
e	<u>同</u>	
	<u>5,000 平方メートル</u>	
	<u>以上 10,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>310,000 円</u>
f	<u>同</u>	

10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 370,000 円

g 同

25,000 平方メートル以上のとき。 440,000 円

(139) の 26 の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第 3 項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。）の認定申請手数料（同法第 35 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）は、申請建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ 第 139 号の 25 ア若しくはイ 又は 前号ア若しくはイ 又は 前号ア若しくはウ に掲げる額と当該計画に係る他の建築物 1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

（ア及びイ省略）

ウ 一戸建ての住宅以外の建築

物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）の場合

第 139 号の 25 イ(ア)から(ウ)まで
第 139 号の 25 ウ(ア)から(ウ)まで
でに掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

エ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の場合

前号イ(ア)から(オ)までに掲げ
前号ウ(ア)から(エ)まで
る額のうち当該建築物に係るものを合計した額

（第 139 号の 27 省略）

(139) の 28 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36

条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されていないもので、かつ、同法第 36 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）の変更認定申請手数料（同法第 36 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限り、当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。）は、申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

（ア省略）

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分及び非住宅部分

又はそのいずれかの場合（当

該建築物の全体について当該
申請をしないものに限る。)

は、1 件につき次に掲げる額
のうち当該申請に係るものを
合計した額

(ア) 住戸部分（既に建築物の
エネルギー消費性能の向上
に関する法律第 35 条第 1 項
（同法第 36 条第 2 項におい
て準用する場合を含む。）
の規定に基づく建築物エネ
ルギー消費性能向上計画の
認定を受けた部分のうち、
当該申請において変更する
部分に限る。）

a 当該住戸部分の住戸の
数が 1 戸のとき。

2,400 円

b 同
2 戸以上 5 戸以下の
とき。

4,800 円

c 同
6 戸以上 10 戸以下の
とき。

8,000 円

d 同
11 戸以上 25 戸以下の

<p>とき。</p>	<p>13,500 円</p>
<p>e 同</p>	
<p>26 戸以上 50 戸以下の</p>	
<p>とき。</p>	<p>22,500 円</p>
<p>f 同</p>	
<p>51 戸以上 100 戸以下の</p>	
<p>とき。</p>	<p>40,500 円</p>
<p>g 同</p>	
<p>101 戸以上 200 戸以下の</p>	
<p>とき。</p>	<p>65,000 円</p>
<p>h 同</p>	
<p>201 戸以上 300 戸以下の</p>	
<p>とき。</p>	<p>80,000 円</p>
<p>i 同</p>	
<p>301 戸以上のとき。</p>	<p>85,000 円</p>
<p>(イ) (ア)以外の住戸部分（当該申請において変更する部分に限る。）</p>	<p>当該住戸部分の住戸の数に応じ第 139 号の 25 イ(ア)に掲げる額</p>
<p>(ウ) 非住宅部分（既に当該認定を受けた部分に限る。）</p>	
<p>a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。</p>	<p>4,800 円</p>

b	同	<u>300 平方メー</u> <u>トル以上 1,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>8,500 円</u>
c	同	<u>1,000 平方メー</u> <u>トル以上 2,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>13,500 円</u>
d	同	<u>2,000 平方メー</u> <u>トル以上 5,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>40,500 円</u>
e	同	<u>5,000 平方メー</u> <u>トル以上 10,000 平方メー</u> <u>トル未満のとき。</u>	<u>65,000 円</u>
f	同	<u>10,000 平方メ</u> <u>ートル以上 25,000 平方メ</u> <u>ートル未満のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
g	同	<u>25,000 平方メ</u> <u>ートル以上のとき。</u>	<u>100,000 円</u>
(エ)	(ウ)以外の非住宅部分		<u>当該部分の床面積に応じて</u> <u>第 139 号の 25 イ(イ)に掲げる</u>

額

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合 (当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。) は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物 (当該申請において変更しない部分を含む。) の 当該申請 に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分 (既に 建築物の当該認定エネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項 (同法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の 認定 を受けた部分に限る。)

(a から i まで及び (イ) 省略)

(ウ) 非住宅部分 (既に当該認定を受けた部分に限る。)

当該部分の床面積に応じイ

(ウ) に掲げる額

a	<u>当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。</u>	<u>4,800 円</u>
b	<u>同</u> <u>300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>8,500 円</u>
c	<u>同</u> <u>1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>13,500 円</u>
d	<u>同</u> <u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>40,500 円</u>
e	<u>同</u> <u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>65,000 円</u>
f	<u>同</u> <u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
g	<u>同</u> <u>25,000 平方メートル以上</u>	

一トル以上のとき。

100,000 円

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)以外の住戸
部分、共用部分及び非住宅
部分

これらの部分について 第 13
第 13
9 号の 25 イの規定により算
9 号の 25 ウ
出した額

(139) の 29 建築物のエネルギー消
費性能の向上に関する法律第 36
条第 1 項の規定に基づく建築物
エネルギー消費性能向上計画（
同法第 34 条第 3 項各号に掲げる
事項が記載されていないものに
限り、同法第 36 条第 2 項におい
て準用する同法第 35 条第 1 項第
1 号から第 3 号までに掲げる基
準に適合していることについて
、あらかじめ登録建築物エネル
ギー消費性能判定機関等による
審査を受けたものを除く。）の
変更認定申請手数料（同法第 36
条第 2 項において準用する同法
第 35 条第 2 項の規定による申出
をしない場合に限り、当該計画
の工事の着手予定時期又は完了
予定時期のみを変更する場合を

除く。) は、申請建築物の認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分及び非住宅部分又はそのいずれかの場合(当該建築物の全体について当該申請をしないものに限る。)は、1件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分(既に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分のうち、当該申請において変更する部分に限る。)

a 当該住戸部分の住戸の数が1戸のとき。

17,000 円

<p><u>b</u> <u>同</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 戸以上 5 戸以下の</u></p> <p><u>とき。</u></p>	<p><u>34,500 円</u></p>
<p><u>c</u> <u>同</u></p> <p style="text-align: center;"><u>6 戸以上 10 戸以下の</u></p> <p><u>とき。</u></p>	<p><u>48,500 円</u></p>
<p><u>d</u> <u>同</u></p> <p style="text-align: center;"><u>11 戸以上 25 戸以下の</u></p> <p><u>とき。</u></p>	<p><u>70,000 円</u></p>
<p><u>e</u> <u>同</u></p> <p style="text-align: center;"><u>26 戸以上 50 戸以下の</u></p> <p><u>とき。</u></p>	<p><u>100,000 円</u></p>
<p><u>f</u> <u>同</u></p> <p style="text-align: center;"><u>51 戸以上 100 戸以下</u></p> <p><u>のとき。</u></p>	<p><u>140,000 円</u></p>
<p><u>g</u> <u>同</u></p> <p style="text-align: center;"><u>101 戸以上 200 戸以</u></p> <p><u>下のとき。</u></p>	<p><u>190,000 円</u></p>
<p><u>h</u> <u>同</u></p> <p style="text-align: center;"><u>201 戸以上 300 戸以</u></p> <p><u>下のとき。</u></p>	<p><u>250,000 円</u></p>
<p><u>i</u> <u>同</u></p> <p style="text-align: center;"><u>301 戸以上のとき。</u></p>	<p><u>295,000 円</u></p>
<p><u>(イ) (ア)以外の住戸部分 (当該</u></p> <p><u>申請において変更する部分</u></p>	

<p>に限る。)</p>	<p>当該住戸部分の住戸の数に 応じ第 139 号の 26 イ(ア)に掲 げる額</p>
<p>(ウ) 非住宅部分（既にモデル 建物法以外の評価方法によ り当該認定を受けた部分で 根本的な変更を伴わないと 認められるものに限る。）</p>	
<p>a 当該非住宅部分の床面 積の合計が 300 平方メー トル未満のとき。</p>	<p>115,000 円</p>
<p>b 同 300 平方メー トル以上 1,000 平方メー トル未満のとき。</p>	<p>145,000 円</p>
<p>c 同 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満のとき。</p>	<p>185,000 円</p>
<p>d 同 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満のとき。</p>	<p>265,000 円</p>
<p>e 同 5,000 平方メー</p>	

	<hr/> トル以上 10,000 平方メー <hr/> トル未満のとき。	<hr/> 325,000 円
f	同 <hr/> 10,000 平方メ <hr/> トル以上 25,000 平方メ <hr/> トル未満のとき。	<hr/> 385,000 円
g	同 <hr/> 25,000 平方メ <hr/> トル以上のとき。	<hr/> 435,000 円
(エ)	非住宅部分（既にモデル <hr/> 建物法により当該認定を受 <hr/> けた部分で根本的な変更を <hr/> 伴わないと認められるもの <hr/> に限る。）	
a	当該非住宅部分の床面 <hr/> 積の合計が 300 平方メー <hr/> トル未満のとき。	<hr/> 43,500 円
b	同 <hr/> 300 平方メー <hr/> トル以上 1,000 平方メー <hr/> トル未満のとき。	<hr/> 55,000 円
c	同 <hr/> 1,000 平方メー <hr/> トル以上 2,000 平方メー <hr/> トル未満のとき。	<hr/> 75,000 円

<p>d 同</p> <p style="text-align: center;">2,000 平方メー</p> <p>トル以上 5,000 平方メー</p> <p>トル未満のとき。</p>	<p style="border-top: 1px solid black;">120,000 円</p>
<p>e 同</p> <p style="text-align: center;">5,000 平方メー</p> <p>トル以上 10,000 平方メー</p> <p>トル未満のとき。</p>	<p style="border-top: 1px solid black;">155,000 円</p>
<p>f 同</p> <p style="text-align: center;">10,000 平方メ</p> <p>ートル以上 25,000 平方メ</p> <p>ートル未満のとき。</p>	<p style="border-top: 1px solid black;">185,000 円</p>
<p>g 同</p> <p style="text-align: center;">25,000 平方メ</p> <p>ートル以上のとき。</p>	<p style="border-top: 1px solid black;">220,000 円</p>
<p>(オ) (ウ) 及び (エ) 以外の非住宅部</p> <p>分</p>	<p style="border-top: 1px solid black;">当該部分の評価方法及び床</p> <p style="border-top: 1px solid black;">面積に応じ第 139 号の 26 イ</p> <p style="border-top: 1px solid black;">(イ) 又は (ウ) に掲げる額</p>
<p><u>イ</u> <u>ウ</u> 一戸建ての住宅以外の建築</p> <p>物の場合 (当該建築物の全体</p> <p>について当該申請をする場合</p> <p>に限り、同時に住戸部分及び</p> <p>非住宅部分について当該申請</p> <p>をする場合を含む。) は、1</p>	

件につき次に掲げる額のうち
当該建築物（当該申請において
変更しない部分を含む。）
の当該申請に係るものを合計
した額

（ア）から（ウ）まで省略）

（エ） 非住宅部分（既にモデル
建物法以外の評価方法によ
り当該認定を受けた部分で
根本的な変更を伴わないと
認められるものに限る。）

当該部分の床面積に応じイ
（ウ）に掲げる額

a 当該非住宅部分の床面
積の合計が 300 平方メー
トル未満のとき。

115,000 円

b 同

300 平方メー
トル以上 1,000 平方メー
トル未満のとき。

145,000 円

c 同

1,000 平方メー
トル以上 2,000 平方メー
トル未満のとき。

185,000 円

d 同

2,000 平方メー

トル以上 5,000 平方メー
トル未満のとき。 265,000 円

e 同

5,000 平方メー
トル以上 10,000 平方メー
トル未満のとき。 325,000 円

f 同

10,000 平方メ
ートル以上 25,000 平方メ
ートル未満のとき。 385,000 円

g 同

25,000 平方メ
ートル以上のとき。 435,000 円

(オ) 非住宅部分（既にモデル
建物法により当該認定を受
けた部分で根本的な変更を
伴わないと認められるもの
に限る。）

当該部分の床面積に応じイ

(エ)に掲げる額

a 当該非住宅部分の床面
積の合計が 300 平方メー
トル未満のとき。 43,500 円

b 同

300 平方メー
トル以上 1,000 平方メー

ル未満のとき。 55,000 円

c 同

1,000 平方メー

トル以上 2,000 平方メー

トル未満のとき。 75,000 円

d 同

2,000 平方メー

トル以上 5,000 平方メー

トル未満のとき。 120,000 円

e 同

5,000 平方メー

トル以上 10,000 平方メー

トル未満のとき。 155,000 円

f 同

10,000 平方メ

ートル以上 25,000 平方メ

ートル未満のとき。 185,000 円

g 同

25,000 平方メ

ートル以上のとき。 220,000 円

(カ) (ア)から(オ)まで以外の住戸
部分、共用部分及び非住宅
部分

これらの部分について 第 13
第 13
9 号の 26 イ
9 号の 26 ウの規定により算
出した額

(139) の 29 の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。）の変更認定申請手数料（同法第 36 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る、当該計画の工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更する場合を除く。）は、申請建築物（当該申請において変更するものに限る。）の用途及び住戸の数又は床面積に応じ~~第 13 号の 28 ア若しくはイ~~^{第 13 号の 28 ア若しくはウ}又は~~前号~~^{前号}ア若しくはイに掲げる額と当該計画に係る他の建築物（当該申請において変更するものに限る。）1 棟につき当該他の建築物の用途及び住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

（ア及びイ省略）

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものに限る。）の場合

第 139 号の 28 イ(ア)から(エ)まで
第 139 号の 28 ウ(ア)から(エ)までに掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）に係るものを合計した額

エ 一戸建ての住宅以外の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による審査を受けたものを除く。）の場合

前号イ(ア)から(カ)まで
前号ウ(ア)から(カ)までに掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）に係るもの

を合計した額

(第 139 号の 30 から第 182 号まで省略)

<u>(183) 液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律 第 3 条第 1 項の規定に基づく液 化石油ガス販売事業の登録申請 手数料</u>	同	<u>31,000 円</u>
<u>(184) 液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律 第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づ く液化石油ガス販売事業者登録 簿の謄本の交付手数料</u>	<u>1 通につき</u>	<u>630 円</u>
<u>(185) 液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律 第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づ く液化石油ガス販売事業者登録 簿の閲覧手数料</u>	<u>1 回につき</u>	<u>460 円</u>
<u>(186) 液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律 第 29 条第 1 項の規定に基づく保 安機関の認定申請手数料</u>	<u>1 件につき、34,000 円に新 たに行う保安業務区分の数 に 6,900 円を乗じて得た額を 加算した額</u>	
<u>(187) 液化石油ガスの保安の確保</u>		

<p><u>及び取引の適正化に関する法律</u> <u>第 32 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 保</u> <u>安 機 関 の 認 定 更 新 申 請 手 数 料</u></p>	<p><u>1 件 に つ き 、 14,000 円 に 保</u> <u>安 業 務 区 分 の 数 に 6,900 円 を</u> <u>乗 じ て 得 た 額 を 加 算 し た 額</u></p>
<p><u>(188) 液 化 石 油 ガ ス の 保 安 の 確 保</u> <u>及 び 取 引 の 適 正 化 に 関 す る 法 律</u> <u>第 33 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 保</u> <u>安 機 関 の 保 安 業 務 に 係 る 一 般 消</u> <u>費 者 等 の 数 の 増 加 の 認 可 申 請 手</u> <u>数 料</u></p>	<p><u>1 件 に つ き 、 20,000 円 に 保</u> <u>安 業 務 区 分 の 数 に 6,900 円 を</u> <u>乗 じ て 得 た 額 を 加 算 し た 額</u></p>
<p><u>(189) 液 化 石 油 ガ ス の 保 安 の 確 保</u> <u>及 び 取 引 の 適 正 化 に 関 す る 法 律</u> <u>第 35 条 の 6 第 1 項 の 規 定 に 基 づ</u> <u>く 保 安 確 保 機 器 の 設 置 及 び 管 理</u> <u>の 方 法 の 認 定 申 請 手 数 料</u></p>	
<p><u>ア 当 該 申 請 を 行 う 者 が 販 売 契</u> <u>約 を 締 結 し て い る 一 般 消 費 者</u> <u>等 の 数 が 1,000 戸 未 満 の 場 合</u></p>	<p><u>1 件 に つ き</u> <u>55,000 円</u></p>
<p><u>イ 同 1,000 戸 以 上 10,000 戸</u> <u>未 満 の 場 合</u></p>	<p><u>同</u> <u>80,000 円</u></p>
<p><u>ウ 同 10,000 戸 以 上 の 場 合</u></p>	<p><u>同</u> <u>98,000 円</u></p>
<p><u>(190) 液 化 石 油 ガ ス の 保 安 の 確 保</u></p>	

及び取引の適正化に関する法律
第 36 条第 1 項の規定に基づく貯
蔵施設又は特定供給設備の設置
の許可申請手数料

1 件につき、21,000 円に貯
蔵施設又は特定供給設備の
数を乗じて得た額

(191) 液化石油ガスの保安の確保

及び取引の適正化に関する法律
第 37 条の 2 第 1 項の規定に基づ
く貯蔵施設の位置、構造若しく
は設備の変更又は特定供給設備
の位置、構造、設備若しくは装
置の変更許可申請手数料

1 件につき、15,000 円に変
更に係る貯蔵施設又は特定
供給設備の数を乗じて得た
額

(192) 液化石油ガスの保安の確保

及び取引の適正化に関する法律
第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づ
く同法第 36 条第 1 項の許可に係
る貯蔵施設又は特定供給設備の
完成検査申請手数料

1 件につき、31,000 円に貯
蔵施設又は特定供給設備（
高压ガス保安法第 20 条第 1
項又は第 3 項の規定に基づ

き完成検査を受け、又は自ら行い、同法第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を合計した額

(193) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づく同法第 37 条の 2 第 1 項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査申請手数料

1 件につき、24,000 円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800 円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特

定供給設備の数を乗じて得た額を合計した額

(194) 液化石油ガスの保安の確保

及び取引の適正化に関する法律
第37条の4第1項の規定に基づ
く充てん設備による液化石油ガ
スの充てんの許可申請手数料

1件につき、28,000円に充
てん設備の数を乗じて得た
額

(195) 液化石油ガスの保安の確保

及び取引の適正化に関する法律
第37条の4第3項において準用
する同法第37条の2第1項の規
定に基づく充てん設備の所在地
、構造、設備又は装置の変更許
可申請手数料

1件につき、17,000円に変
更に係る充てん設備の数を
乗じて得た額

(196) 液化石油ガスの保安の確保

及び取引の適正化に関する法律
第37条の4第4項において準用
する同法第37条の3第1項の規
定に基づく同法第37条の4第1
項の許可に係る充てん設備の完
成検査申請手数料

1件につき、36,000円に充

てん設備の数を乗じて得た額

<p>(197) <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 4 項において準用する同法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づく同法第 37 条の 4 第 3 項において準用する同法第 37 条の 2 第 1 項の許可に係る充てん設備の完成検査申請手数料</u></p>	<p><u>1 件につき、27,000 円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額</u></p>
<p>(198) <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 第 1 項の規定に基づく充てん設備の保安検査申請手数料</u></p>	<p><u>1 件につき、27,000 円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た額</u></p>
<p><u>(199)</u> その他諸証明手数料 <u>(183)</u></p>	<p><u>1 件につき</u> 300 円 同</p>
<p><u>(200)</u> (本文省略) <u>(184)</u></p>	

横浜市住居表示に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

(手数料)

第7条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号) ~~第2条第2条第~~
~~200号~~
163号の規定にかかわらず、法第9条第2項の規定による住居表示台帳の閲覧に係る手数料は、徴収しない。